

平成24年度 第1回大和市障がい者福祉計画審議会会議録

日時： 平成24年7月3日（火） 14：00～15：07

場所： 地域医療センター 2階 講習室

委員： 鈴木会長、関水職務代理、板坂委員（欠席）、佐藤委員、内藤委員、春日委員
田村(桂)委員、村元委員、伊藤委員、湯野川委員（欠席）、田村(匡)委員

事務局：小野次長、熱田課長、下野係長、民實係長、西澤、山口

会議次第

1. 開会

1. 委嘱状の交付
2. 次長あいさつ
3. 自己紹介
4. 会長及び職務代理の選出

2. 課題

- (1) 大和市の障がい者の状況について
- (2) 障がい者福祉計画に係るサービスの実施状況等について
 - ・サービスの体系について
 - ・障害福祉サービスについて
 - ・地域生活支援事業について
 - ・障害者総合支援法について
 - ・大和市障がい者福祉計画・障がい福祉計画について

3. その他

1. 開会

課長：平成24年度第1回大和市障がい者福祉計画審議会を始めたいと思う。

本日は2名が所要により欠席になっている。

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 大和市健康福祉部次長あいさつ
- (3) 自己紹介
- (4) 会長及び職務代理の選出

会長：この会は当事者の方、ご家族の方、専門の様々な立場の方、地位の方によって運営されている会である。大和市の障がい福祉の根本を見直す大切な場である。

それでは、課題（1）の「大和市の障がい者の状況について」事務局より説明をお願いする。

2. 課題

(1) 大和市の障がい者の状況について

障がい者数について 資料1

事務局：中段（1）療育手帳所持者数は、程度区分、中度（B1）が表中一番右の増減率をみると一番増えている。資料に記載はないが構成比、平成23年度合計を見ると、最重度が約20%、重度21%、中度26%、軽度34%となっており軽度が一番多いことがわかる。

続いて下段、療育手帳所持者数の推移は、平成21年度の合計1152名、対前年度でみると増加60名、増減率5.5%の増となる。平成22年度の合計1237名、対前年度でみると85名、増減率7.4%増となる。平成23年度の合計1340名、対前年度でみると103名、増減率8.3%の増となる。

参考までに、記載はないが、平成21年度末の18歳未満の住民基本台帳人口36,359人、平成23年度末が36,529人なのでこの間はほとんど増えていない。率にすると0.5%増である。

一方、18歳未満の療育手帳所持数は平成21年度末で491名、平成22年度528名、平成23年度が599名で、平成21年度から平成23年度で108名の増、率にすると22.0%の増となり、18歳未満人口に占める18歳未満の療育手帳所持が平成21年度に1.35%だったのが、平成23年度には1.64%となっており、この2年間でも0.29ポイント上昇している。なお、昨年度の4月に同様に平成20年度、22年度についても比較したところ、1.3%から1.5%で0.2ポイントの上昇であったため、増加率としても上昇していることがわかる。

身体障害者手帳所持者数について 資料1

事務局：平成23年度末（平成24年3月31日現在）の状況である。参考までに記載はないが、合計欄の構成比として、視覚6.2%、聴覚7.4%、平衡機能0.01%、音声言語・そしゃく1.5%、肢体不自由54.2%、心臓14.1%、じん臓9.3%、呼吸器1.5%、ぼうこう又は直腸4.4%、小腸0.07%、免疫1.0%、肝臓0.2%。また、対前年比は、視覚+27.3%、聴覚+17.3%、平衡機能変わりなし、音声言語+80.4%、肢体不自由-7%、心臓+12.4%、じん臓+21.5%、呼吸器+26.2%、ぼうこう又は直腸+21.2%、小腸+100%、免疫+20%、肝臓+50%、合計+3.8%増である。

発生原因別身体障害者数については、平成21年度から平成23年度の推移で平成21年度の合計5,214名 対前年度で見ると149名増加、2.9%の増となり、平成22年度の合計5,364名、対前年度107名増加、2.1%、平成23年度の合計5,568名、対前年度204名増加、3.8%増である。

内部障害は該当者・割合ともに増加している。内部障害者の割合が増加しているのは、一つには内部障害として認定される器官部位が増えたこと、もう一つには内部障害の原因となる疾病（糖尿病や心臓病等）にかかる人が増えたことが理由だと考えられる。

身体障害者は年々増加している。身体障害者には高齢者が多く、日本の人口における高齢者の割合が増加していることから、今後も身体障害者の人数は増えていくものと思われる。また障害があることを隠そうとする風潮が弱くなり、障害の認定を受けるようになったことも一因だと考えられる。

精神障害者保健福祉手帳所持者数について

3障害の中で一番増加率が高くなっている。平成21年度から平成23年度の推移で合計を見ると、平成21年度の合計883名、対前年度で見ると116名増加、15.1%の増となる。平成22年度の合計973名、対前年度90名増加、10.2%増、平成23年度の合計1,071名、対前年度98名増加、10.1%増である。

平成21年度から平成23年度までの自立支援医療費の支給を受けている方の推移

増加数、増加率ともに下がってはいるが、合計人数としては依然として増加しているのがわかる。患者増加の原因は、現在の社会情勢をはじめ、心療内科、精神科クリニック・心療所への受診につながりやすくなった等による理由が考えられる。大和市の障がい者の状況について事務局からの説明は以上である。

会長：大和市の障がい者の全体像の説明であった。質問はあるか。

委員：療育手帳所持者が増えた理由は。

事務局：子ども部に保育家庭課があり、今年の4月から発達支援担当を設けている。この部署の職員は臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士等でいろいろな療育の相談を受ける部署である。大和市では2200人から2300人の出生があり、250件から300件近い子どもの発達の相談がある。大和市に限らず発達障害の子どもが全国的に増えていると考えている。

委員：発達障害がすべて療育手帳ではないのでは。

事務局：神奈川県の場合、発達障害。いわゆるアスペルガーや広汎性発達障害などの診断名がついている場合、ある程度IQが高くても療育手帳を出すという考えがあり、手帳の取得が増えている。

委員：知的障害がなくても手帳を出すのか。

事務局：神奈川県だけであるが診断があれば、ある程度IQが高くても手帳を出すと言っている。

会長：他に質問はあるか。

委員：事務局の説明であった構成比についても資料に記載していただきたい。

事務局：次回より対応させていただく。

会長：3障害が書かれているが、延べ人数は何人か、また大和市の総人数の何%を占めているのか。

事務局：手帳を重複して持っている方がダブルカウントされてしまうが、単純に療育、身障、精神の手帳を合わせた合計が7979名、約8000名になる。大和市の人口が23万人なので3.5%が障害者手帳を持っている。重複されている方を勘案すると若干下がると思われる。

会長：イメージを持つことができた。全国的には5%を超えて6%近いので全国的には低いのでは。

事務局：神奈川県的人口規模で大和市と似ている茅ヶ崎、平塚は3.4%、3.5%ということで全国的には低い状況としては似通っている。

会長：他に質問あるか。

委員：療育手帳所持者数の程度別とあるが、対象の方が良くなったり悪くなったりするものなのか。

事務局：18歳未満の発達の状況を判定する県北地域児童相談所があるが、2年に1回判定を繰り返して発達の伸びがあまりなかったりすると軽度が中度、中度が重度に変わることがある。18歳までに発達途上の知的障害を認めるのが療育手帳となるので、例えば18歳以上で頭部を打撃して知的障害が起きても療育手帳は出ない制度である。また18歳以上からは療育手帳の程度は変わらないため、再判定必要なしという判断になる。

会長：議題（2）障がい者福祉計画に係るサービスの実施状況等についての説明を事務局より説明をお願いします。

（2）・障がい者福祉計画に係るサービスの実施状況等について 資料2

事務局：障害者自立支援法の施行により、これまでは3障害の障害福祉サービスが1つになり、障害者の地域での自立した生活を総合的に支援する仕組みとなる。

サービス体系としては、大きくは全国共通の自立支援給付と市町村独自の地域生活支援事業の2つに分類される。自立支援給付については、さらに介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費の支給等に分類され、このうち介護給付と訓練等給付を合わせて障害福祉サービスという。

・障がい福祉サービス 資料3 1枚目

前述の通り、障害福祉サービスは介護給付と訓練等給付からなる。介護給付には、居宅介護や日中活動系の生活介護、居住系の施設入所支援などのサービスがあり、一方、訓練等給付（裏面）には日中活動系の自立訓練、就労移行支援や居住系の共同生活援助などのサービスがある。

（それぞれのサービスについての説明）

（地域生活支援事業のサービス）資料3 2枚目

地域生活支援事業とは、障害者がそれぞれの能力や適正に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援するための事業である。市町村ごとに地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められ、大和市では表中のサービスを行っている。

(それぞれのサービスについての説明)

・障害者総合支援法について 資料4

事務局：この資料は平成25年4月1日に施行予定の障害者総合支援法の資料となる。ここには記載はないが障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正までの経過についての説明をする。

障害者自立支援法の柱は「応能負担から応益負担へ」「障害の種類別に法律があったのを、障害に係るサービスについて、一元的にこの法律で対応する」「市区町村を事業の実施主体とする」そして「障害者も自立できる社会をめざす」の四つである。

特に、「当事者の収入ではなく、受けたサービスに応じ、支払い負担を一律1割にする」という応益負担の取り決めは、今までの障がい福祉政策とは異なった考え方です。非課税世帯への配慮はあるものの、国は厳しい財政難を受けて「これ以上公費負担を増やさない」ために、障害者も含め、「互いに負担し支えあう」ことを前提としたものである。

しかし、元々障がいがあることに対し福祉サービスを受けることが応益に当たるのかといった問題点が浮き彫りとなり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）や児童福祉法（昭和22年法律第164号）等については一部改正され、平成23年10月1日から、グループホーム、ケアホームの家賃助成、重度の視覚障害者の同行援護等が、平成24年4月1日から、応能負担の明確化、相談支援の充実、障害児支援の強化等が実施されている。

さらには、「障害者自立支援法」は平成25年4月に一部改正され、「制度の谷間」を埋めるとともに、障がい者に対する支援を強化する障害者総合支援法が制定されることとなっている。

障害者自立支援法と主な変更点は中段、「2. 概要」の「3. 障害者の範囲」について、障害者の範囲に難病等を加える。「4. 障害者に対する支援」について、①重度訪問介護の対象者拡大、②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、③研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業など、地域生活支援事業の追加が予定されている。なお、先月の6月20日に障害者総合支援法案は、参院本会議で民主、自民、公明などの賛成多数で可決、成立した。重度訪問介護サービスの対象拡大など新たな施策を盛り込んだが、内閣府所管の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が出した骨格提言はほとんどが採用されず、障害福祉サービス利用料の原則無料化も見送られた。障害者総合支援法の動向については、障がい者福祉計画審議会においても今後注視していく必要がある。

会長：全体の計画の中で提供していただいているサービスの説明、また新しい法律の動きの説明であった。サービスを一つ一つ知るといことは大変なことであるが、このことで何か質問はあるか。

委員：説明の中で重度の訪問介護の拡大とあるが、今までは身体障害だけが使えていたが知的障害でも使えるようになるという聞いて、家で趣味等楽しんでいる姿を見ると、グループホームや入所施設に入れずに何か良い方法はないかと相談をしたら、ヘルパーを使うようにすれば将来親がいなくなっても生活する方法があるのだと言われた。その方向性、将来はどうなるのか。

会長：サービスの方向性の説明を事務局より説明をお願いします。

事務局：障害者総合支援法の資料では若干国会で修正されて、障害者に対する支援ということで重度訪問介護の対象拡大、現行は重度の肢体不自由の常時介護を要する障害者、程度区分4以上が対象であるが、今回の法律では重度の肢体不自由者、その他の障害であって常時介護を要するものとし厚生労働省令で定めるものとする。平成26年4月1日施行予定で、今後の厚生労働省令では重度の肢体不自由者に加え知的障害者、精神障害者に対象拡大の変更を予定しているという連絡をいただいている。

会長：同行援護の実績は。

事務局：平成23年10月から行っている事業であるが、重度視覚障害者の移動に対する支援である。今までは地域生活支援事業の移動支援事業で対応をしていたが障害者自立支援法の一部改正の中で行ったものである。現在は10月から徐々に事業所も移行を進めており8割くらいが同行援護に移行している。

会長：他に質問はあるか。

委員：ホームヘルプサービスのニーズは。

事務局：平成23年度の状況では、肢体不自由、精神障害者のホームヘルプが増えている状況。対象人数も増えているが、利用者、サービスを提供する事業所とも制度の認識が向上しているため、利用が増えていると考えている。

会長：先々の予算の増加はあるのか。

事務局：計画数値に基づき、前年度予算の執行状況も確認しながら予算計上しているが、予想以上に利用があった場合は補正予算を組み対応してきている。

会長：予算の切れ目がサービスの切れ目にならないことがわかり安心した。

・大和市障がい者福祉計画について 資料5

事務局：大和市の「大和市障がい者福祉計画」は大きく「障がい者福祉計画」、「障がい福祉計画」の二つの法定計画から成っている。一つ目の「障がい者福祉計画」施策全般にわたり、本市の障がい者のニーズや課題をまとめ、取り組むべき施策の方向性について定めており、基本計画としての性格を有している。二つ目の「障がい福祉計画」地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制が具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込み量等を定めており、実施計画としての性格を有している。

計画の期間については、「3. 計画の期間」にもあるように、「障がい者福祉計画」についても平成22年度から平成26年度まで、「障がい福祉計画」については第3期が平成24年度から平成26年度までとなっているので、今年度は両計画とも進行管理を行っていく必要がある。次回以降の障がい者福祉計画審議会において、当計画の進捗状況の確認等を行っていく予定になっている。

事務局からの説明は以上とさせていただきます。

会長：全体計画としての障がい者福祉計画と、実施計画、サービス計画としての障がい福祉計画の二本立ての審議会でご検討いただいている。質問がなければ、以上を持って次第2の議題を終了させていただきます。

3 その他

事務局：次回日程は11月か12月を考えている。日程が決まり次第連絡する。

事務局：資料の中で地域生活支援事業の中で一部、大和市では手話通訳者の養成研修は大和市社会福祉協議会に委託している状況で、細かな法律の中身が県より連絡等が入るかもしれないのに加え、来年度の予算についての説明など、前倒しで審議会を行う可能性がある。

会長：以上をもって、本日の議題を終了する。

以上